

産業廃棄物管理票交付等状況報告書記載方法等

平成20年4月3日
岡 山 県

この書類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第6項の規定による産業廃棄物管理票に関する報告書についての記載方法等について説明したものです。

1 事業場に関する事項

当報告書は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに作成する必要があるため、事業場が異なる場合は、それぞれ報告書を作成してください。

(1) 報告者

産業廃棄物管理票を交付した事業者の住所及び氏名を記入してください。

法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入してください。

なお、当報告に係る権限が支店長、工場長等に委任されている場合、当該代理人名により報告することは可能です。

(2) 事業場の名称及び所在地

当該産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地を記入してください。

なお、岡山県内（岡山市及び倉敷市の区域を除く。）で、工事現場など、設置が短期間又は所在が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で、主な事業場を所管する県民局へ提出してください。

(3) 業種

当該事業場の主たる業務内容について、日本標準産業分類における事業区分（中分類）を記入してください。（別添1参照）

(4) 電話番号

当該事業場の電話番号（複数の電話番号が存在する場合は、当該事業場の代表番号）を市外局番から記入してください。

2 産業廃棄物の処理状況に関する事項

産業廃棄物の処理状況については、産業廃棄物の種類、運搬受託者又は処分受託者ごとに記入する必要があるため、産業廃棄物の種類、運搬受託者又は処分受託者が異なる場合は、それぞれ別の行に産業廃棄物の処理状況を記入してください。

(1) 産業廃棄物の種類

委託処理した産業廃棄物の種類について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条及び第2条の4の区分に準拠して記入してください。（別添2を参照してください。）

廃石綿等及び感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物については、例えば特別管理産業廃棄物である廃油の場合については「特管廃油」と記入するなどし、廃油と

区別してください。

なお、電気製品が廃棄物になったものなど、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合にあっては、混合廃棄物として取り扱うことも可能です。

また、石綿含有産業廃棄物については、その旨を記載してください。

【例】がれき類（石綿含有産業廃棄物）

(2) 排出量

委託処理した産業廃棄物の量について、重量（トン）を用いて記入してください。産業廃棄物の量を体積（ m^3 ）で管理している場合には、別添2の換算係数を参考にし、重量（トン）に換算してください。

(3) 管理票の交付枚数

当該産業廃棄物を委託処理する際に交付した管理票の枚数を記入してください。

(4) 運搬受託者の許可番号

当該産業廃棄物の収集運搬を委託した収集運搬業者の許可番号を記入してください。

なお、処分を委託した場合であって、かつ排出事業者自らが収集運搬を行った場合は、空欄にしてください。

許可番号については、次のいずれかにより記入してください。

下6桁のみ記入

許可番号10桁又は11桁を記入

複数の行政区域間の運搬時に、当該各行政区域の許可番号（10桁又は11桁）を両方とも記入（例えば、岡山県から広島県へ運搬した場合、岡山県の許可番号と広島県の許可番号の両方を記入）

(5) 運搬受託者の氏名又は名称

当該産業廃棄物の収集運搬を委託した収集運搬業者の名称を記入してください。

なお、処分を委託した場合であってかつ排出事業者自らが収集運搬を行った場合は、「自社」と記入してください。

(6) 運搬先の住所

当該産業廃棄物の運搬先（県外の場合は都道府県名から）を記入してください。

(7) 処分受託者の許可番号

当該産業廃棄物の処分を委託した処分業者（中間処理を行う場合は中間処理業者。以下同じ）の許可番号を記入してください。

なお、収集運搬を委託した場合であって、かつ排出事業者が自社の処理施設で処分した場合等については空欄としてください。

(8) 処分受託者の氏名又は名称

当該産業廃棄物の処分を委託した処分業者の名称を記入してください。

なお、排出事業者が自社の処理施設で処分した場合については「自社」としてください。

(9) 処分場所の住所

当該産業廃棄物の処分場所（県外の場合は都道府県名から）を記入してください。

3 提出先等に関する事項

(1) 提出先

岡山県 県民局名	担当課	所在地	所管区域
備前県民局	環境課	〒700-8604 岡山市弓之町6 - 1	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、 備前市、赤磐市、和気町
備中県民局	環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	総社市、早島町、笠岡市、井原市、 浅口市、里庄町、矢掛町、高梁市、 新見市
美作県民局	環境課	〒708-8506 津山市山下53	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町、 真庭市、新庄村、美作市、勝央町、 奈義町、西粟倉村

岡山県本庁担当課 岡山県生活環境部循環型社会推進課（TEL 086-226-7308）
なお、岡山市、倉敷市内の事業場に係る報告については、それぞれ岡山市役所産業
廃棄物対策課、倉敷市役所産業廃棄物対策課が提出先となります。

【ホームページ】

岡山市役所産業廃棄物対策課

http://www.city.okayama.jp/category/category_00000939.html

倉敷市役所産業廃棄物対策課

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1227>

(2) 提出方法

書面又は電子ファイルを郵送又は持参してください。

電子ファイルについては、様式(Excel)をダウンロードして作成し、CD-R/RWまたは
フロッピーディスクに記録したものを提出してください。また、提出の際は、ラベル
等に「管理票交付等状況報告書と報告者名」を記入ください。

なお、電子メールによる受付はいたしません。

(3) 提出部数

1部